

【参考資料】 計算書類のチェックリスト原稿サンプル（※貸借対照表、損益計算書のみ）

※修正前の原稿レベル（詳細は未チェック）ですので、このままご利用にならないでください。

No.	チェック内容	根拠	YES	NO	N/A
貸借対照表					
1	(表示の原則) 金額は、円単位、千円単位または百万円単位をもって表示しているか。	計規57(1)			
2	計算関係書類は日本語をもって表示されているか。但し、他の言語をもって表示することが不当でない場合は、この限りではない。	計規57(2)			
3	(貸借対照表の区分) (1) 貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しているか。 ① 資産 ② 負債 ③ 純資産 (2) 資産の部または負債の部の各項目は、当該項目に係る資産または負債を示す適当な名称を付しているか。	計規73(1)、(2)			
4	(資産の部の区分) 資産の部は、次に掲げる項目に区分しているか。この場合において、各項目(②固定資産を除く。)は、適当な項目に細分しなければならない。 ① 流動資産 ② 固定資産 ③ 繰延資産	計規74(1)			
5	固定資産に係る項目は、次に掲げる項目に区分しているか。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。 ① 有形固定資産 ② 無形固定資産 ③ 投資その他の資産	計規74(2)			
6	次に掲げる資産は、流動資産に属するものとしているか。 ① 現金及び預金(1年内に期限の到来しない預金を除く。) ② 受取手形(通常の取引(当該会社の事業目的のための営業活動において、経常的にまたは短期間に循環して発生する取引をいう。以下同じ。))に基づいて発生した手形債権(破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で1年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。)をいう。) ③ 売掛金(通常の取引に基づいて発生した事業上の未収金(当該未収金に係る債権が破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で1年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該未収金を除く。)をいう。) ④ 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権のうち、通常の取引に基づいて発生したもの(破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で1年内に回収されないことが明らかなものを除く。)及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので1年内に期限が到来するもの ⑤ 所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち、通常の取引に基づいて発生したもの(破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で1年内に回収されないことが明らかなものを除く。)及び通常の取引以外の取引に基づいて発生したもので1年内に期限が到来するもの ⑥ 売買目的有価証券及び1年内に満期の到来する有価証券 ⑦ 商品(販売の目的をもって所有する土地、建物その他の不動産を含む。) ⑧ 製品、副産物及び作業くず ⑨ 半製品(自製部分品を含む。) ⑩ 原料及び材料(購入部分品を含む。) ⑪ 仕掛品及び半成品 ⑫ 消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品であって、相当な価額以上のものの ⑬ 前渡金(商品、原材料等の購入のための前渡金(当該前渡金に係る債権が破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で1年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該前渡金を除く。)をいう。) ⑭ 前払費用であって、1年内に費用となるべきもの ⑮ 未収収益 ⑯ 次に掲げる繰延税金資産 (イ) 流動資産に属する資産または流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産 (ロ) 特定の資産または負債に関連しない繰延税金資産であって、1年内に取崩されると認められるもの ⑰ その他の資産であって、1年内に現金化できると認められるもの	計規74(3)①			
7	次に掲げる資産(但し、①から⑧までに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。)は、有形固定資産に属するものとしているか。 ① 建物及び暖房、照明、通風等の付属設備 ② 構築物(ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備または工作物をいう。)	計規74(3)②			

No.	チェック内容	根拠	YES	NO	N/A
	③ 機械及び装置並びにホイスト、コンペヤー、起重機等の搬送設備その他の付属設 ④ 船舶及び水上運搬具 ⑤ 鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具 ⑥ 工具、器具及び備品(耐用年数1年以上のものに限る。) ⑦ 土地 ⑧ リース資産(当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該①から⑦まで及び⑩に掲げるものである場合に限る。) ⑨ 建設仮勘定(①から⑦までに掲げる資産で事業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。) ⑩ その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの				
8	次に掲げる資産は、無形固定資産に属するものとしているか。 ① 特許権 ② 借地権(地上権を含む。) ③ 商標権 ④ 実用新案権 ⑤ 意匠権 ⑥ 鉱業権 ⑦ 漁業権(入漁権を含む。) ⑧ ソフトウェア ⑨ のれん ⑩ リース資産(当該会社がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件が①から⑧及び⑩に掲げるものである場合に限る) ⑪ その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの	計規74(3)③			
9	次に掲げる資産は、投資その他の資産に属するものとしているか。 ① 関係会社の株式(売買目的有価証券に該当する株式を除く。以下同じ。)その他流動資産に属しない有価証券 ② 出資金 ③ 長期貸付金 ④ 次に掲げる繰延税金資産 (イ) 有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産または固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産 (ロ) 特定の資産または負債に関連しない繰延税金資産であって、1年内に取崩されると認められないもの ⑤ 所有権移転ファイナンス・リース取引におけるリース債権のうち6④に掲げるものの以外のもの ⑥ 所有権移転外ファイナンス・リース取引におけるリース投資資産のうち6⑤に掲げるものの以外のもの ⑦ その他の資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの ⑧ その他の資産であって、流動資産、有形固定資産、無形固定資産または繰延資産に属しないもの	計規74(3)④			
10	繰延資産として計上することが適当であると認められるものは、繰延資産に属するものとしているか。	計規74(3)⑤			
11	「1年内」とは、事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日としているか。	計規74(4)			
12	(負債の部の区分) 負債の部は、次に掲げる項目に区分しているか。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。 ① 流動負債 ② 固定負債	計規75(1)			
13	次に掲げる負債は、流動負債に属するものとしているか。 ① 支払手形(通常の取引に基づいて発生した手形債務をいう。) ② 買掛金(通常の取引に基づいて発生した事業上の未払金をいう。) ③ 前受金(受注工事、受注品等に対する前受金をいう。) ④ 引当金(資産に係る引当金及び1年内に使用されないと認められるものを除く。) ⑤ 通常の取引に関連して発生する未払金または預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの ⑥ 未払費用 ⑦ 前受収益 ⑧ 次に掲げる繰延税金負債 (イ) 流動資産に属する資産または流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債 (ロ) 特定の資産または負債に関連しない繰延税金負債であって、1年内に取崩されると認められるもの ⑨ ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、1年内に期限が到来するもの ⑩ 資産除去債務のうち、1年内に履行されると認められるもの。 ⑪ その他の負債であって、1年内に支払または返済されると認められるもの (留意事項) 上記⑩については、平成22年4月1日以後に開始する事業年度に係る計算書類から適用されるが、平成21年4月1日以後に作成されるものについて早期適用することができる。	計規75(2)①			

No.	チェック内容	根拠	YES	NO	N/A
	(平成21年3月27日法務省令第7号附則第8条第1項)				
14	次に掲げる負債は、固定負債に属するものとしているか。 ① 社債 ② 長期借入金 ③ 引当金(資産に係る引当金及び13④に掲げる引当金を除く。) ④ 次に掲げる繰延税金負債 (イ) 有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産または固定負債に属する負債に関連する繰延税金負債 (ロ) 特定の資産または負債に関連しない繰延税金負債であって、1年内に取崩されると認められないもの ⑤ のれん ⑥ ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、13⑨に掲げるもの以外のもの ⑦ 資産除去債務のうち、13⑩に掲げるもの以外のもの ⑧ その他の負債であって、流動負債に属しないもの (留意事項) 上記⑦については、平成22年4月1日以後に開始する事業年度に係る計算書類から適用されるが、平成21年4月1日以後に作成されるものについて早期適用することができる。 (平成21年3月27日法務省令第7号附則第8条第1項)	計規75(2)②			
15	(純資産の部の区分) 純資産の部は、次に掲げる項目に区分しているか。 ① 株主資本 ② 評価・換算差額等 ③ 新株予約権	計規76(1)①			
16	株主資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しているか。この場合において、⑤自己株式に掲げる項目は控除項目とする。 ① 資本金 ② 新株式申込証拠金 ③ 資本剰余金 ④ 利益剰余金 ⑤ 自己株式 ⑥ 自己株式申込証拠金	計規76(2)			
17	資本剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しているか。 ① 資本準備金 ② その他資本剰余金 なお、その他資本剰余金は、適当な名称を付した項目に細分することができる。	計規76(4)、(6)			
18	利益剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しているか。 ① 利益準備金 ② その他利益剰余金 なお、その他利益剰余金は、適当な名称を付した項目に細分することができる。	計規76(5)、(6)			
19	評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適当な名称を付した項目に細分しているか。 ① その他有価証券評価差額金 ② 繰延ヘッジ損益 ③ 土地再評価差額金	計規76(7)			
20	新株予約権に係る項目は、自己新株予約権に係る項目を控除項目として区分することができる。	計規76(8)			
21	国内CDは、有価証券として表示しているか。	金QA67			
22	(たな卸資産及び工事損失引当金の表示) 同一の工事契約に係るたな卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額をたな卸資産又は工事損失引当金として流動資産又は流動負債に表示することができる。	計規77			
23	(貸倒引当金等の表示) 各資産に係る引当金は、24の規定による場合のほか、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもって表示しているか。但し、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産または繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。	計規78(1)			
24	各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。	計規78(2)			
25	(有形固定資産に対する減価償却累計額の表示) 有形固定資産に対する減価償却累計額は、下記のいずれかの方法の表示によってい ① 科目ごとに控除する形式の記載(科目別間接控除法) ② 2以上の科目から一括して控除する形式の記載(一括間接控除法) ③ 残額のみを記載して科目別または一括注記(直接控除注記法)	計規79			
26	(有形固定資産に対する減損損失累計額の表示)				

No.	チェック内容	根拠	YES	NO	N/A
	各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の金額(有形固定資産に対する減価償却累計額を当該有形固定資産の金額から直接控除しているときは、その控除後の金額)から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示しているか。 但し、減価償却を行う有形固定資産については、次のいずれかの表示方法によることができる。 ① 減価償却を行う各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減損損失累計額の項目をもって表示する。但し、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。 ② 減価償却累計額及び減損損失累計額を控除項目として表示する場合には、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して、減価償却累計額の項目をもって表示する。	計規80(1)、(2)、(3)、適針6(57)			
27	(無形固定資産の表示) 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各無形固定資産の金額として表示しているか。	計規81			
28	(ソフトウェア) 市場販売目的のソフトウェア及び自社利用のソフトウェアを資産として計上する場合には、無形固定資産の区分に計上しているか。 (注)制作途中のソフトウェアの制作費については、ソフトウェアの仮勘定として計上しているか。	研開四4、注4			
29	(関係会社株式等の表示) 関係会社の株式または出資金は、関係会社株式または関係会社出資金の項目をもって別に表示しているか。	計規82(1)			
30	(みなし有価証券) 金融商品取引法2(2)により有価証券とみなされることとなった投資事業有限責任組合等への出資は、有価証券として表示しているか。	金実(132)			
31	(繰延税金資産等の表示) 流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産または繰延税金負債として流動資産または流動負債に表示しているか。	計規83(1)			
32	固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産または繰延税金負債として固定資産または固定負債に表示しているか。	計規83(2)			
33	(再評価に係る繰延税金資産) 「土地再評価法」7(1)に規定する再評価に係る繰延税金資産は、投資その他の資産に再評価に係る繰延税金資産の科目をもって別に掲記しているか。	再評価Q&A2			
34	(繰延資産の表示) 各繰延資産に対する償却累計額は、当該各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示しているか。	計規84			
35	(役員賞与引当金・未払役員賞与) 当事業年度の職務に係る役員賞与を期末後に開催される株主総会の決議事項とする場合には、当該決議事項とする額またはその見込額(当事業年度の職務に係る額に限るものとする。)を原則として、引当金に計上しているか。 なお、子会社が支給する役員賞与のように、株主総会の決議はなされていないが、実質的に確定債務と認められる場合には、未払役員報酬等の適当な科目をもって計上することができる。	企会基4(13)			
36	(再評価に係る繰延税負債) 「土地再評価法」7(1)に規定する再評価に係る繰延税金負債は、固定負債に再評価に係る繰延税金負債の科目をもって別に掲記しているか。	再評価Q&A2			
37	(新株予約権の表示) 自己新株予約権の額は、新株予約権の金額から直接控除し、その控除残高を新株予約権の金額として表示しているか。但し、自己新株予約権を控除項目として表示することを妨げない。	計規86			
38	(土地再評価差額金) 再評価差額に繰延税金資産・負債を加減した金額を土地再評価差額金として純資産の部に記載しているか。	再評価Q&A1			
38	(自己株式の処分) (1) 自己株式処分差益は、その他資本剰余金に計上しているか。 (2) 自己株式処分差損は、その他資本剰余金から減額し、減額しきれない場合は、その他利益剰余金(繰越利益剰余金)から減額しているか。 (3) 自己株式処分差益と自己株式処分差損は、会計年度単位で相殺した上で上記の処理をしているか。	企会基1(9)、(10)、(12)、(42)			
損益計算書					
1	(表示の原則) 金額は、円単位、千円単位または百万円単位をもって表示しているか。	計規57(1)			
2	計算関係書類は日本語をもって表示されているか。但し、他の言語をもって表示することが不当でない場合は、この限りではない。	計規57(2)			

No.	チェック内容	根拠	YES	NO	N/A
3	(損益計算書の区分) 損益計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しているか。この場合において、各項目について細分することが適当な場合には、適当な項目に細分することができる。 ① 売上高 ② 売上原価 ③ 販売費及び一般管理費 ④ 営業外収益 ⑤ 営業外費用 ⑥ 特別利益 ⑦ 特別損失	計規88(1)			
4	特別利益に属する利益は、固定資産売却益、前期損益修正益、負ののれん発生益その他の項目の区分に従い、細分しているか。 特別損失に属する損失は、固定資産売却損、減損損失、災害による損失、前期損益修正損その他の項目の区分に従い、細分しているか。 特別利益、特別損失のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益または損失を細分しないこととすることができる。	計規88(2)、(3)、(4)			
5	損益計算書の各項目は、当該項目に係る収益若しくは費用または利益若しくは損失を示す適当な名称を付さなければならない。	計規88(7)			
6	(売上総損益金額) 売上高から売上原価を減じて得た額(以下「売上総損益金額」という。)は、売上総利益金額として表示しているか。売上総損益金額が零未満である場合には、零から売上総損益金額を減じて得た額を、売上総損失金額として表示しているか。	計規89(1)、(2)			
7	(営業損益金額) 売上総損益金額から販売費及び一般管理費の合計額を減じて得た額(以下「営業損益金額」という。)は、営業利益金額として表示しているか。 営業損益金額が零未満である場合には、零から営業損益金額を減じて得た額を、営業損失金額として表示しているか。	計規90(1)、(2)			
8	(経常損益金額) 営業損益金額に営業外収益を加算して得た額から営業外費用を減じて得た額(以下「経常損益金額」という。)は、経常利益金額として表示しているか。経常損益金額が零未満である場合には、零から経常損益金額を減じて得た額を、経常損失金額として表示しているか。	計規91(1)、(2)			
9	(税引前当期純損益金額) 経常損益金額に特別利益を加算して得た額から特別損失を減じて得た額(以下「税引前当期純損益金額」という。)は、税引前当期純利益金額として表示しているか。税引前当期純損益金額が零未満である場合には、零から税引前当期純損益金額を減じて得た額を、税引前当期純損失金額として表示しているか。	計規92(1)、(2)			
10	(税等) 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、税引前当期純利益金額または税引前当期純損失金額の次に表示しているか。 ① 当該事業年度に係る法人税等 ② 法人税等調整額(税効果会計の適用により計上される①に掲げる法人税等の調整額をいう。)	計規93(1)			
11	法人税等の更正、決定等による納付税額または還付税額がある場合には、当該事業年度に係る法人税等の次に、その内容を示す名称を付した項目をもって表示しているか。但し、これらの金額の重要性が乏しい場合は、当該事業年度に係る法人税等に含めて表示することができる。	計規93(2)			
12	(当期純損益金額) 下記①、②の合計額から下記③から⑤の合計額を減じて得た額は、当期純利益金額または当期純損失金額として表示しているか。 ① 税引前当期純損益金額 ② 法人税等の更正、決定等による還付税額 ③ 法人税等 ④ 法人税等調整額 ⑤ 法人税等の更正、決定等による納付税額	計規94(1)、(2)			
13	(法人事業税の付加価値割及び資本割) 法人事業税の付加価値割及び資本割については、原則として、販売費及び一般管理費に計上しているか。 但し、合理的な基準に基づき売上原価(当期製造費用)に配分することができる。	対報12号①			
14	(厚生年金基金の代行返上に係る損益) 厚生年金基金の代行部分過去分返上の処理を行った場合、下記の(1)(2)及び(3)の損益は純額で、特別損益項目として表示しているか。 (1) 過去分返上認可を受けた日における、過去分返上認可の直前の代行部分に係る退職給付債務と国への返還相当額(最低責任準備金)との差額	退実(44-2)、(61-3)			

No.	チェック内容	根拠	YES	NO	N/A
	(2) 過去分返上認可を受けた日における、未認識過去勤務債務、未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額のうち、過去分返上認可の日における代行部分に対応する金額を、退職給付債務に占める代行部分の比率その他合理的な方法により算定した金額 (3) 返還の日における、過去分返上認可により修正された退職給付債務と実際返還額との間に差額が生じた場合の、当該差額。但し、当該差額の重要性が低い場合は、当該処理を行わないことができる。				
15	(自己株式に関する付随費用) 自己株式の取得、処分及び消却に関する付随費用は、営業外費用として表示しているか。	企会基1(14)			
16	(のれんの償却) (1) のれんの償却は、販売費及び一般管理費に計上しているか。減損処理以外の事由で、のれんの償却額を特別損失に計上することはできない。 (2) 負ののれんの償却額は、営業外収益に計上しているか。 平成20年改正の適用指針10を早期適用している場合は、以下による。 (1) 負ののれんは原則として特別利益に計上する。	改正適針10(76)③、(78)③、78(1)			
17	(有価証券の売却損益) (1) 売買目的有価証券の売却損益は、売買を主たる事業としている場合には営業損益に純額表示しているか。また、それ以外の場合は営業外損益に純額表示しているか。 (2) 子会社株式及び関連会社株式の売却損益は、特別損益に原則として売却損益を相殺せずに総額表示しているか。 (3) 満期保有目的の債券の売却損益は、残りの満期保有目的の債券の保有意思を否定されない合理的な理由による売却の場合、純額で営業外損益に表示しているか。それ以外の場合は特別損益としているか。 (4) その他有価証券の売却損益は、原則として特別損益に表示しているか。 (注) 但し、市場動向の推移を見ながら売却(転売)を行うことを目的に取得した有価証券(いわゆる純投資)の売却については、ある程度経常性が認められれば営業外損益へ計上することが適当である。	金QA68			
18	(有価証券に係る損益) (1) 売買目的有価証券に係る損益は、利息、配当金、売却損益及び評価損益を一括して、売買有価証券運用損益として表示しているか。但し、利息及び配当金を売買有価証券利息及び配当金とし、売却損益と評価損益を売買有価証券運用損益と表示することもできる。 (2) 上記以外の有価証券に係る損益は、有価証券の計上区分に応じて①利息及び配当金、②売却損益、③評価損益を区分して表示しているか。但し、純資産の部に計上されるその他有価証券評価差額金を除く。 (注) 有価証券の保有目的区分の変更による振替損益がある場合には、その内容を明瞭に示す科目で表示することが適当である。	金QA69			

このチェックリストは、計算書類(貸借対照表、損益計算書)作成時に根拠となる法規を列挙したもののサンプルです。実際に利用する場合は、以下の事項に留意する必要があります。

- ・各条文の漏れがないか確認する
- ・誤字脱字を確認する
- ・株主資本等変動計算書のチェックリストを追加する
- ・注記事項のチェックリストを追加する
- ・わかりにくい表現をわかりやすく修正する
- ・整合性をチェックすべき項目を追加する
- ・計算チェックすべき項目を追加する
- ・過去に会計監査人と協議して決定した事項を追加する
- ・過去に税務当局と協議して決定した事項を追加する
- ・当期より適用となる会計法規の内容にもれがないか確認する
- ・必要に応じて、社内の関連書類や電子ファイルとのチェック事項を追加する
- ・決算事前打ち合わせで決定した事項が反映されているかどうかのチェックを追加する など

根拠欄省略表記	法規名
法	会社法
計規	会社計算規則
再評価	土地の再評価に関する法律
再評価Q&A	改正土地再評価に関するQ&A
財規	財務諸表等規則
連規	連結財務諸表規則
財ガ	財務諸表等規則ガイドライン
企財	企財審査ニュース
企財L	企財審査レター
リ審	リサーチセンター審理情報
金会	金融商品に係る会計基準
金実	金融商品会計に関する実務指針
金QA	金融商品会計に関するQ&A
研開	研究開発費等に係る会計基準
研実	研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針
退実	退職給付会計に関する実務指針(中間報告)
外実	外貨建取引等の会計処理に関する実務指針
減会	固定資産の減損に係る会計基準
結会	企業結合会計基準
分会	事業分離等会計基準
SPC流動化実務指針	特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針
消費	消費税の会計処理について(中間報告)
研究報告	会計制度委員会研究報告
記	研究報告9号記載上の注意
企会基1	自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準
企会基4	役員賞与に関する会計基準
企会基5	貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準
企会基6	株主資本等変動計算書に関する会計基準
企会基8	ストック・オプション等に関する会計基準
企会基9	棚卸資産の評価に関する会計基準
企会基13	リース取引に関する会計基準
企会基15	工事契約に関する会計基準
企会基18	資産除去債務に関する会計基準
適針6	固定資産の減損に係る会計基準の適用指針
適針9	株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針
適針10	企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針
適針11	ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針
適針15	一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針
適針16	リース取引に関する会計基準の適用指針
対報5	連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)
対報12	法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い
報告32	耐用年数の適用、変更及び表示と監査上の取扱い
報告61	債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い
報告69	販売用不動産等の評価に関する監査上の取扱い
報告71	子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い
報告74	継続企業の前提に関する開示について
報告77	追加情報の注記について